

上下水道局舎宿直業務委託契約書

栃木市（以下「発注者」という。）と
(以下「受注者」という。)とは、次のとおり業務委託契約を締結する。

（委託業務）

第1条 発注者は、受注者に上下水道局舎宿直業務を委託し、受注者はこれを受託するものとする。

（業務内容）

第2条 受注者は、上下水道局舎宿直業務委託仕様書に基づき、上下水道局舎施設及び機器の巡視、点検と計装等の記録、利用者からの通報、問い合わせに対応するものとする。

（委託の期間）

第3条 業務の委託期間は、令和8年4月1日から令和11年3月31日までの3年間とする。

（業務報告）

第4条 受注者は、記録日誌を発注者の指定する様式により作成し、宿直の翌日発注者に提出しなければならない。ただし、計装装置等に異常を発見した場合は、すみやかに発注者に連絡するものとする。

（委託料の支払い）

第5条 委託業務に係る委託料は、金〇〇〇,〇〇〇,〇〇〇円とする。
(うち消費税及び地方消費税の額 金〇〇〇,〇〇〇円)

2 発注者は、受注者の請求に基づき別表のとおり四半期ごとに委託料を支払うものとする。

（契約保証金）

第6条 受注者は、発注者から契約保証金の納付を免除された場合を除き、この契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならぬ。ただし、第4号の場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を発注者に寄託しなければならない。

- (1) 契約保証金の納付
- (2) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供
- (3) この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払いを保証する発注者が確実と認める金融機関の保証
- (4) この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結（定額てん補特約を付したものに限る。）

2 前項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額は、契約金額の10分の1以上としなければならない。

3 第1項の規定により、受注者が同項第2号又は第3号に掲げる保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第4号に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。

(従事者の安全及び衛生)

第7条 従事者の業務上の傷害疾病等の保障及び健康管理については、すべて受注者の責任において処理するものとする。ただし、その発生が発注者の責めによる場合はこの限りでない。

(受注業務の調査等)

第8条 発注者は、必要と認めるときは、受注者に対し、委託業務の履行状況について調査又は報告を求めることができる。

(業務履行の確保)

第9条 受注後は不測の事態が生じ、業務の履行が不可能となる恐れがあると認められる場合は、直ちに発注者に届出し、発注者の指示を受けたうえ、正常な業務の履行を確保するよう努めなければならない。

(再委託の禁止)

第10条 受注者は、委託業務の処理を自ら行なうものとし、他のものにその処理を再委託することはできない。

(権利、義務の譲渡等)

第11条 受注者は、この契約によって生ずる権利及び義務を、第三者に譲渡又は継承させてはならない。

(契約の解除等)

第12条 発注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、催告なしにこの契約を解除することができる。

- (1) 受注者がこの契約に違反したとき。
- (2) 受注者の業務の処理が不適当と発注者が認めたとき。
- (3) 受注者がこの契約を履行することができないと発注者が認めたとき。

2 前項の規定によりこの契約が解除されたときは、受注者は発注者にその損失の補償を請求することができない。

(損害賠償)

第13条 受注者の業務の処理に関し発生した損害のために必要を生じた経費は、受注者が負担するものとする。ただし、その損害の発生が発注者の責めによる場合はこの限りでない。

(秘密の保持)

第14条 受注者は、業務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。この契約が終了した後も同様とする。

(契約の費用)

第15条 この契約の締結に要する費用は受注者の負担とする。

(信義則)

第16条 発注者及び受注者は、信義を重んじ誠実にこの契約を履行しなければ

ならない。

(疑義等の決定)

第17条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関し疑義が生じたときは、
発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

本契約の締結を証するため、契約書2通を作成し、発注者受注者両者記名押印
のうえ、各自その1通を保有する。

令和 年 月 日

(発注者) 栃木市蘭部町3丁目13番24号
栃木市
市長 大川 秀子 印

(受注者)

印

別 表

期 間	上段 委託料額 下段 消費税額	委託料額 (消費税込)	支払月
令和8年 4月1日～令和8年 6月30日			令和8年 7月
令和8年 7月1日～令和8年 9月30日			令和8年 10月
令和8年10月1日～令和8年12月31日			令和9年 1月
令和9年 1月1日～令和9年 3月31日			令和9年 4月
令和8年度 計			
令和9年 4月1日～令和9年 6月30日			令和9年 7月
令和9年 7月1日～令和9年 9月30日			令和9年 10月
令和9年10月1日～令和9年12月31日			令和10年 1月
令和10年 1月1日～令和10年 3月31日			令和10年 4月
令和9年度 計			
令和10年 4月1日～令和10年 6月30日			令和10年 7月
令和10年 7月1日～令和10年 9月30日			令和10年 10月
令和10年10月1日～令和10年12月31日			令和11年 1月
令和11年 1月1日～令和11年 3月31日			令和11年 4月
令和10年度 計			
総 額 (消費税込)			